

ID: 230

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

<b>処分の概要</b>	測量成果の複製の承認(公共測量)		
<b>法令名 根拠条項</b>	測量法 第43条		
<b>法令番号</b>	昭和24年法律第188号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第43条の規定による。 (測量成果の複製)</p> <p>第43条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日